

令和7年度 平和の礎建立 30 周年シンポジウム開催業務委託 企画提案公募要領

1 趣旨・目的

戦後 80 年および平和の礎建立 30 年の節目に、平和の礎建立の意義を再確認するとともに、平和継承にかかる機運醸成、今後の県の取り組みのさらなる充実を図ることを目的に、平和の礎建立 30 周年記念シンポジウムを開催する。また、アーカイブ映像の配信等により、国籍を問わず、また、軍人や民間の区別なく刻銘している「平和の礎」の理念を幅広く発信する。

2 募集する事業の条件

- (1) 企業等の直接的な営業または広報宣伝を目的としないもの
- (2) 提案の内容は「4 本業務に係る提案額」を上限とすること。
- (3) 平和の礎建立の趣旨および基本理念を幅広く発信できる事業内容であること
- (4) その他、沖縄県が事業としてふさわしいと判断するもの

3 応募資格について

企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 沖縄県内に本部又は支部を持つ民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、個人でないこと。なお、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 号及び第 3 号の規定に該当しない者であること。ただし、共同体においては、それぞれの構成員が上記の要件を満たすこと。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋
（一般競争入札の参加者の資格）
第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (5) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- (6) 労働関係法令を遵守していること。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (8) 納税義務者にあたっては、国税及び地方税を完納していること。
- (9) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (10) 共同体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
ア 提案内容に係る共同体内の連絡・調整、意思決定及び事業実施に責任を持つ代表団体を決めておくこと。なお、代表団体は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体すること。
イ 共同体を構成するすべての団体において、事業を円滑に推進する能力を有する 1 名以上の

主たる担当者を割り当てること。

ウ 共同体を構成するすべての団体が上記(1)から(9)までの要件を満たしていること。

エ 共同体を代表する団体は、構成するすべての団体が上記(1)から(9)までの要件を満たしていることについて確認したうえで応募を行うこと。

4 本業務に係る提案額

今回の企画提案にあたっては、5,864,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を目安として見積もること。なお、企画提案の項目ごとに優先順位を付けること。この場合、沖縄県と協議したうえで、予算額の範囲内で優先順位を踏まえて事業を実施するものとする。

5 スケジュール（予定）

(1) 質問受付締切	令和7年9月22日（月）17時まで
(2) 企画提案書等提出締切	令和7年10月1日（水）17時まで
(3) 一次審査（書類審査）結果通知	令和7年10月6日（月）予定
(4) 二次審査（プレゼンテーション）	令和7年10月8日（水）午前予定
(5) 最終審査結果通知	令和7年10月9日（木）予定

※上記スケジュールは業務の都合等により変更が生じる場合がある。

6 本企画提案に関する質問及び回答

企画提案書等を提出しようとする者は、公募要領及び企画提案仕様書について書面により質問することができる。

(1) 受付期間及び提出方法

- ① 期 間 公募開始日から令和7年9月22日（月）17時まで
- ② 受付時間 休日を除く9時から17時まで
- ③ 提出方法 質問票【様式10】をメールまたはFAXにより提出（電話は不可）
- ④ 提出先 メール：aa071706@pref.okinawa.lg.jp
FAX：098-869-7018

(2) 回答の方法

質問事項に対する回答は、平和・地域外交推進課ホームページにて掲示する。

なお、提出資格がないと判断される者からの質問については、回答しない場合がある。

＜平和・地域外交推進課ホームページ＞

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017547/1028277.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 企画書提案書等の提出にあたっては、以下の書類を作成し併せて提出すること。

- 【様式1】企画提案応募申請書
- 【様式2】企画提案書
- 【様式3】会社概要表
- 【様式4】積算書
- 【様式5】スケジュール表
- 【様式6】執行体制
- 【様式7】実績書
- 【様式8】誓約書
- 【様式9】共同企業体制構成書（共同企業体で応募する場合）
※共同企業体協定書の写しも添付すること

(2) 提出方法及び提出先

企画提案書等の提出については、以下のとおりとする。

- ・提出期限：令和7年10月1日（水）17時（必着）
- ・受付時間：休日を除く9時から17時まで
- ・提出方法：持参又は郵送等（メール、FAX等電送は不可。）
- ・提出部数：（1）に定める書類を8部（正1部、コピー7部）

なお、提出書類は、原則としてA4版縦置き・横書き、長辺左2穴あけとし、左上クリップ留めで提出すること。

- ・提出先：沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 （沖縄県庁1階 東側）

8 企画提案審査

(1) 第一次審査

提出された書類については、平和・地域外交推進課において応募資格等に関する書類審査を行い、選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間をメールにて通知する。選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

応募者は、企画提案審査会において企画提案書等に基づき説明するものとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

なお、審査会場への入場者は3名以内とする。

9 審査基準

審査においては、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 当該業務委託の遂行に当たり、効果的、現実的な手法が具体的に提案されているか。
- (3) 当該業務委託を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (4) 当該業務委託の遂行に資する実績があるか。
- (5) 合理的なスケジュールが提案されており、事業の内容及び回数等は妥当なものとなっているか。

10 委託契約

8の企画提案審査の結果、最も優れた提案を行った者を第1位の委託契約候補者とし、沖縄県は当該者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。

ただし、第1位の契約候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

11 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ③ 公募要領に違反すると認められる場合
 - ④ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出にかかる経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 1団体（又は1共同体）につき、企画提案は1件とする。
- (6) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。

- (7) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (8) 当該提案に係る提出書類に虚偽または事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の解除等の措置をとることがある。

12 問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1－2－2（県庁 1 階）

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課 担当：山本

T E L : 098-894-2226

F A X : 098-869-7018

E-mail : aa071706@pref.okinawa.lg.jp